

# 乳用種雄子牛及び交雑種子牛出生確認書発行要領

制定 昭62.10. 1

改正 平 1. 4. 1 平 9. 4. 1

平16. 1. 1 平18. 7.10

平26. 4. 1

## (目 的)

第1 本会は、乳用種雄子牛及び乳用種から生産された交雑種の適正な流通に資するため、この要領により出生確認書（以下「確認書」という。）を発行する。

## (対象牛)

第2 この要領で対象とする牛は、本会に登録されている雌牛から生産されたものとする。

## (申 込)

第3 申込者は本会の会員とする。

2 申込みは、申込牛を分娩したときの母牛の所有者が行うものとする。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りではない。

3 確認書の交付を受けようとする者は、別記に定める必要書類を揃えて本会の支部・承認団体に提出する。

## (確認書の交付)

第4 申込みの内容について本会登録委員が調査・確認したときは、別紙様式の確認書を所有者に交付する。

2 交付は別記に定める方法で行う。

## (取 消)

第5 確認書の内容に錯誤又は虚偽等の不正の行為があったと認められたときには、その確認書を取り消す。

2 取り消された牛の確認書は、本会又は支部・承認団体に返送しなければならない。

3 取り消しによって生じた損害については、理由のいかんにかかわらず、本会及び支部・承認団体はその責を負わない。

## (料 金)

第6 申込み料金は、1件につき金1,080円とする。

## (実施期日)

第7 この要領は、平成26年4月1日から実施する。

〔別 記〕

(確認書の申込み必要書類)

1 要領第3項の3に規定する必要書類とは、次のものをいう。なお、以下に規定するもの以外は、血統登録の場合に準ずるものとする。

(1) 出生確認申込書

(2) 出生報告カード写

(3) 以下に定めるいずれかの書類

ア 種付証明書又は家畜人工授精用精液証明書若しくは精液採取に関する証明書を貼り付けた授精証明書。

イ 出生確認申込書の授精に関する内容及び授精に係わった獣医師又は家畜人工授精師の証明。なお、この場合は家畜人工授精用精液証明書を所定の欄に貼り付けるものとする。

ウ 家畜受精卵の移植によって生産されたホルスタイン種雄子牛及び交雑種にあつては、家畜受精卵証明書又は受精卵採取に関する証明書を貼り付けた移植証明書。

ただし、当該牛の血縁及び授精情報を別途受領できる場合に限り、別記1の(3)の書類は省略することができる。

(確認書の発行)

2 確認書は支部・承認団体が本会名で発行し、支部・承認団体名を併記・押印する。

(確認内容の保存)

3 支部承認団体は確認書を発行した後、その内容を電子データ化して、月末締めで本会に送付するものとする。本会は、支部承認団体から報告された内容を保存する。

(取扱委託料と料金の送付)

4 この要領による支部・承認団体の取扱委託料は、別に定めるとし、本会への送金はデータ送信時とする。